第十五条の四第一項中「金融商品取引所は、当該金融商品取引所」を「主たる金融商品取引所は、令第二十六条の五第五項の規定に基づき、当該主たる金融商品取引所」に改め、「残高情報」の下に「のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該残高情報に係る空売り残高割合が〇・〇〇五以上であること。

二　当該残高情報に係る空売り残高割合が〇・〇〇五未満又は当該残高情報に係る第十五条の二第七項に規定する空売り残高売買単位数が五十以下であり、かつ、当該残高情報に係る直近空売り残高割合が〇・〇〇五以上であること。

第十五条の四第三項中「の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付け」を削る。

第十五条の七第二号ヘ中「で投資法人債券に類する証券」を「（投資証券に類する証券にあっては、ニに掲げる有価証券に類似するものに限る。）」に改める。

第十五条の八第二号中「店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買」を「店頭売買有価証券市場における売買のうち、システム売買」に改める。

第十七条第二号を削り、同条第三号イ中「金融商品取引所の」を「金融商品取引所（上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に限る。以下この章において同じ。）の」に改め、同号ロ中「次条第三号」を「次条第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「方法により算出した」を削り、同号イ中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第三号」に、「定める規則による」を「業務規程で定める」に、「次条第四号」を「次条第三号」に改め、「に百分の二十五を乗じた売買単位数」を削り、同号ロ中「次条第四号ロ」を「次条第三号ロ」に改め、同号を同条第三号とする。

第十八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「方法により算出した」を削り、同号イ中「に百分の二十五を乗じた売買単位数」を削り、同号を同条第三号とする。

第十九条第一項第二号を削り、同項第三号イ中「認可金融商品取引業協会の」を「認可金融商品取引業協会（上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。）の」に改め、「システム売買」の下に「（当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた上場等株券の売買をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同号ロ中「次条第三号」を「次条第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「方法により算出した」を削り、同号イ中「次条第四号」を「次条第三号」に改め、「に百分の二十五を乗じた売買単位数」を削り、同号ロ中「次条第四号ロ」を「次条第三号ロ」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十条第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「方法により算出した」を削り、同号イ中「次条第四号」を「次条第三号」に改め、「に百分の二十五を乗じた売買単位数」を削り、同号ロ中「次条第四号ロ」を「次条第三号ロ」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十三条第二号イ中「上場等株券の買付け等の注文が」を「当該」に、「が公表した売買」を「において公表された当該上場等株券の当該金融商品取引所の規則の定めるところによる当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における売買立会」に改め、「により」の下に「上場等株券の買付け等の注文が」を「当該」に、「が公表した」を「において公表された」に改め、「により」の下に「上場等株券の買付け等の注文を」を加える。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項第二十四号の五中「若しくは認可金融商品取引業協会又は」を「、認可金融商品取引業協会若しくは法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者又は」に、「若しくは認可金融商品取引業協会の会員」を「、認可金融商品取引業協会の会員若しくは同項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客」に、「第十条各号（第一号から第三号までを除く。）の」を「第九条の三第一項第六号から第十六号まで、第二項第三号から第五号まで又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる」に改める。

第百二十三条第一項第二十六号イ中「又は店頭売買有価証券市場」を「、店頭売買有価証券市場又は私設取引システム（令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。）」に改める。

第百五十八条の二中「同条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

第百五十八条の三中「同条第六項」の下に「及び第七項」を加え、「第九条の三第一項第二十号」を「第九条の三第一項第二十号」に、「又は第九条の四第十五号から第十九号まで」を「、第二項第七号から第九号まで又は第三項第六号から第九号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十一月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第九条の三第八号、第十七条から第二十条まで及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十五年九月一日

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（次項において「新取引等規制府令」という。）第十五条の二から第十五条の四までの規定は、この府令の施行の日以後に行われる空売り（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第一条第三項第二号に規定する空売りをいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた空売りについては、なお従前の例による。

2　新取引等規制府令第十五条の五の規定（金融商品取引法施行令の一部を改正する政令による改正後の金融商品取引法施行令第二十六条の六第三項の規定（金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）の開設する私設取引システム（同令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。）における有価証券の売付けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）は、新取引等規制府令第十五条の五に規定する最も早い日がこの府令の施行の日以後の日である場合における有価証券の募集又は売出しについて適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この府令（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第四条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成二十五年内閣府令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十五年八月三十一日」に改める。